

## 佐賀県医療センター好生館看護学院学則細則

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀県医療センター好生館看護学院学則（以下「学則」という。）第34条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(授業時間)

第2条 学院の授業時間は、次のとおりとする。

| 授業時限 | 授業時間          |
|------|---------------|
| 1    | 8:50 ~ 10:20  |
| 2    | 10:30 ~ 12:00 |
| 3    | 13:00 ~ 14:30 |
| 4    | 14:40 ~ 16:10 |
| 5    | 16:20 ~ 17:50 |

2 通常の授業は、原則として第4時限目までに行うものとする。ただし、学院長が特に必要と認めた場合は第5時限目に行うことができる。

(授業科目)

第3条 学則第7条に規定する授業科目は、すべて必修とする。

(欠課、欠席、休学及び復学の取り扱い)

第4条 欠課又は欠席が次の各号のいずれかに該当するときは、欠課時間及び欠席日数に算入しない。

- (1) 進学又は就職のための受験に必要な試験日及びその往復に要する日数
- (2) 親族が死亡した場合において別表に定める日数及びその往復に要する日数
- (3) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する疾病に罹患したことによる欠課又は欠席
- (4) 災害等による交通遮断その他欠席者の責めによらない理由で登校不能になった場合

2 1の授業時限を30分以上受講しない時は、2時間の欠課とみなす。

3 第10条で欠席日数を算出するときは、8時間の欠課をもって、欠席1日とみなす。

4 病気、怪我等により継続して5日以上欠席する場合は、欠席を証する書類等を提出しなければならない。

5 病気、怪我等により休学する場合は、休学願に診断書を添付しなければならない。

6 病気、怪我等により休学した学生が復学する場合は、復学願に診断書又は診療情報報告書を添付しなければならない。

(学科試験)

第5条 学科試験は、学期末又は授業終了後に行う。

- 2 学科試験は、授業科目毎に、筆記・論文・レポート、口述、実技等講師が適当と認めた方法で行う。
- 3 当該授業科目の授業時間数の3分の2以上受講しなかった者は、その科目の試験を受けることができない。ただし、補習の受講等により学院長が適当と認めた場合は、試験を受けることができる。
- 4 学科試験の成績は、100点をもって満点、60点をもって合格点とし、60点未満を不合格とする。

(追試験)

第6条 病気、怪我その他やむを得ない事由により第5条第2項に規定する試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、担当講師を経由して、追試験願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 追試験の成績は、得点の8割とする。ただし、第4条第1項各号に掲げる事由により第5条第2項に規定する試験を受けることができなかった者は、この限りではない。

(再試験)

第7条 第5条第2項に規定する試験又は前条第1項に規定する追試験を受け、合格点に満たない者は、再試験を受けることができる。この場合において、学院長が定める再試験に要する通信費、採点費用等の実費を負担しなければならない。

- 2 再試験を受けようとする者は、第5条第2項に規定する試験又は追試験の合否発表の日から1週間以内に担当講師を経由して、再試験願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 再試験の成績は、得点が60点以上であっても60点とする。

(実習評価)

第8条 実習科目毎の実習すべき時間数の3分の1を超えて欠席した者は、その科目の実習評価を受けることができない。ただし、補習実習の受講等により学院長が適当と認めた場合は、実習評価を受けることができる。

- 2 実習成績の評価は、知識、技術、態度、出席時間数等を総合的に評価し、100点をもって満点とする。
- 3 実習評価が合格点に満たない者は、補習実習を行った後、再評価を受けることができる。この場合において、再評価の申請手続きは再試験の申請手続きの例による。
- 5 実習評価の成績は、絶対評価とし、次の4段階に分けて評価する。

| 評 価 | 点 数           | 評 定   |
|-----|---------------|-------|
| 優   | 80 点以上        | 合 格   |
| 良   | 70 点以上 80 点未満 | 合 格   |
| 可   | 60 点以上 70 点未満 | 合 格   |
| 不可  | 60 点未満        | 不 合 格 |

(卒業の認定基準)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、卒業することができない。

- (1) 不合格の授業科目がある者
  - (2) 欠席日数（既に他の大学等において履修していると認められた科目については、出席日数とみなす。次号において同じ。）が各年次の出席すべき日数の 3 分の 1 を超えている者
- 2 学院長は、前項の規定にかかわらず、前項第 3 号に該当する者で当該年度の 3 月末までに必要な補習が可能であるものについては卒業を延期し、必要な補習の受講後、卒業を認めることができる。

(処分)

第 10 条 学院長は、学生が試験中に不正行為を行った場合は、当該試験を不合格とするほか、嚴重注意又は訓告、停学若しくは退学の処分を行うものとする。

- 2 学院長は、前項に掲げる場合のほか、嚴重注意を行うことができる。

(会議等)

第 11 条 学院に次の会議及び委員会を置く。

- (1) 運営会議
  - (2) 職員会議
  - (3) 教務会議
  - (4) 講師会議
  - (5) 実習指導者会議
  - (6) 入学試験委員会
  - (7) 学校評価委員会
  - (8) 教育委員会
  - (9) 保健委員会
  - (10) 図書室運営委員会
  - (11) 情報管理委員会
- 2 運営会議は、学院長、副学院長、事務室長、教務部長、教務主任、係長及び業務推進室長をもって構成し、学院運営上重要な事項について協議する。
- 3 職員会議は、学院長、副学院長、事務室長、教務部長、教務主任、主任教員、係長、専任教員及び主事をもって構成し、学院運営に関する事項について協議する。

- 4 教務会議は、教務部長、教務主任、実習調整者、主任教員、専任教員をもって構成し、教務に関し必要な事項について協議する。
- 5 講師会議は、学院長、副学院長、教務部長、教務主任、実習調整者、主任教員、専任教員及び講師をもって構成し、教育内容等講義に関し必要な事項について協議する。
- 6 実習指導者会議は、教務部長、教務主任、実習調整者、主任教員、専任教員及び実習施設の実習指導者をもって構成し、実習指導に関し必要な事項について協議する。
- 7 入学試験委員会は、学院長、副学院長、事務室長、教務部長、教務主任、業務推進室長及び佐賀県医務課を代表する者をもって構成し、入学試験の実施計画及び合格者の決定に関する事項について協議する。
- 8 第1項第7号から第11号までに掲げる委員会の構成員及び協議事項については、学院長が別に定める。

(様式)

第12条 学則及び学則細則の施行に必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 学則第14条に基づく入学書(様式第1号)
- (2) 学則第14条に基づく誓約書(様式第2号)
- (3) 学則第15条に基づく保証人変更届(様式第3号)
- (4) 学則第16条に基づく住所・氏名等変更届(様式第4号)
- (5) 学則第18条に基づく欠席(欠課)届(様式第5号)
- (6) 学則第18条に基づく休学願(様式第6号)
- (7) 学則第19条に基づく復学願(様式第7号)
- (8) 学則第20、21条に基づく退(転)学願(様式第8号)
- (9) 学則第8条、細則第6条・7条に基づく再(追)試験願(様式第9号)
- (10) 学則第9条に基づく履修科目の単位認定願(様式第10号)

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

| 区分     | 死亡した者 | 日 数 | 区分     | 死亡した者 | 日 数 |
|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| 血<br>族 | 配偶者   | 10日 | 姻<br>族 | 父母    | 3日  |
|        | 父母    | 7日  |        | 子     | 3日  |
|        | 子     | 7日  |        | 祖父母   | 1日  |
|        | 祖父母   | 3日  |        | 兄弟姉妹  | 1日  |
|        | 孫     | 1日  |        | 伯叔父母  | 1日  |
|        | 兄弟姉妹  | 3日  |        |       |     |
|        | 伯叔父母  | 1日  |        |       |     |
|        | 曾祖父母  | 1日  |        |       |     |